

議を以つて之に依ることと協定し十月七日曳船汽船組合の成立を見るに至つたのである、その組合創立總會は来る一月十五日開催の趣である。

③ 曳船組合（販若汽船組合）の内容

1 組合の性質並に構成

曳船組合は前各項に説明した通り海友同志會の船員待遇改善に端を發し、次いで曳船制度合理化の表れとしての曳船發店合同計劃成らす遂に曳船業者の組合組織となつたものであつて即ち事業主（曳船業者たる）の組合である。（別冊販若汽船組合規約書参照）

然るに曳船業の性質上船長、機關長をして組合の目的を遂行する當面の責任者となさねばならぬので其の必要上之を組合員に加へてゐるのである。（同上規約第八條参照）

2 組合の目的事項

組合の目的は規約第二條の規定するところにして其の主なる事項を説明すれば次の如し。

一、曳船營業上の弊害矯正と合理化

① 押噸の撤廢 従來は被曳船に積み込みたる石炭の屯敷に應じて曳貨を計算するにあらずして實際の積載量より少き屯敷にて計算せられた爲に（之を屯敷を殺すとも稱す）曳船業者が損害を蒙りてゐたのであるが組合の組織に依り正確に計算するるのである。

② 海難の生じたる場合責任の歸屬を明確にすること

従來は被曳船側の勢力に壓倒されて曳船の責任に歸すべからざる損害迄も往々曳船業者に於て負擔せられてゐたのである。

③ 曳船の標準費引力を守り速力を速むること